新規就農者育成総合対策

【令和4年度予算概算決定額 20,700(20,501)百万円】 (令和3年度補正予算額 2,900百万円)

く対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援**するとともに、伴走機 関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経 営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、**農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**等の取組を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大(40万人「令和5年まで])

く事業の内容>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援 分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

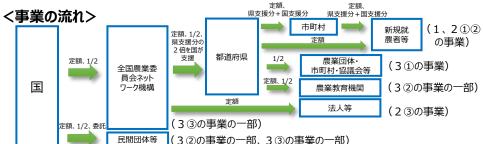
- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。
- 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

3. サポート体制の充実・人材の呼込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農 相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートを支援 します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

(令和3年度補正予算) 新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。



く事業イメージン

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1 (機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象)

対象者:認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額:補助対象事業費上限1,000万円(2①の交付対象者は上限500万円)

補助率:県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4)

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者:認定新規就農者※4(就農時49歳以下) 対象者:研修期間中の研修生(就農時49歳以下) 支援額:12.5万円/月(150万円/年)※5

支援額:12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

×最長2年間 補助率: 国10/10 補助率: 国10/10

③ 雇用就農資金

対象者:49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額:最大60万円/年×最長4年間

補助率: 国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼込みへの支援

① サポート体制構築事業※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の 機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員 :資金・生活面等の相談
- ・ 先輩農業者等:技術・販路確保等の指導

② 農業教育高度化事業

② 就農準備資金※3

農業大学校、農業高校等における

- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・出前授業の実施、リカレント教育の充実 等

③ 農業人材確保推進事業 インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

- ※1 取組計画に応じた事業採択方式
- 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象
- ※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象
- ※ 4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
- ※5 支払方法は、月ごと等、選択制

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課(03-3502-6469)